

佐世保労働基準監督署発表
令和 5年 7月14日

令和5年 7月14日(金)

【照会先】

佐世保労働基準監督署

副 署 長

春田 順治

○ 監 督 課 長

石津 洋超

(電話)0956-24-4161

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～移動式クレーンに労働者を搭乗させ高所作業をさせた疑い～

佐世保労働基準監督署(署長 内山昭宣)は、本日、有限会社小佐々緑化園、同社代表取締役Aを、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁佐世保支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和3年11月23日、長崎県佐世保市鹿子前町内の樹木伐採作業現場において、労働者に樹木の伐採を行わせる際、移動式クレーンのジブの先にかごを装着し労働者を搭乗させた上で地上から高さ約16メートルの箇所まで運搬して作業させた疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社小佐々緑化園

本社所在地 : 長崎県佐世保市吉井町

事業内容 : 造園土木業

(2) 代表取締役A

2 違反条文

被疑者有限会社小佐々緑化園、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

労働安全衛生法 第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

クレーン等安全規則 第72条(搭乗の制限)

同法 第119条第1号(罰則)

同法 第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和3年11月23日、長崎県佐世保市鹿子前町内の佐世保市発注の樹木伐採作業現場において、移動式クレーンのジブの先にかごを装着し、当該かごに労働者Bが搭乗した上で高さ約16メートルの箇所までジブを伸ばし、労働者Bがチェーンソーで樹木を伐採していたところかごから墜落し死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

クレーン等安全規則第72条では移動式クレーンで労働者を運搬し、またはつり下げて作業させることを禁止していますが、災害発生当時、このような危険を防止するための必要な措置が講じられないまま作業が行われていた疑いがあるものです。

5 その他

長崎県内では今年5月にも建設業において高所作業車を使用した立木の枝打ち作業中に作業員が高さ約10メートルから墜落し死亡するという事故が発生するなど、高所での樹木伐採作業においては確実な墜落防止対策が求められます。

また、死亡災害に占める建設業の割合は依然として高く、労働基準行政として臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて指導してきたところです。

今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

関係法令

労働安全衛生法 第20条第1号【送致条文】

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
(省略)

クレーン等安全規則 第72条【送致条文】

事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

労働安全衛生法 第119条第1号【罰則】

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(省略)の規定に違反した者

労働安全衛生法 第122条【両罰規定】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。